

建築設計委託業務 特記仕様書

令和6年度（仮称）伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務

伊丹市

建築設計委託業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 令和6年度（仮称）伊丹市立新学校給食
第2センター整備工事設計委託業務

2. 計画施設概要

- (1) 設計方針 「（仮称）伊丹市立新学校給食第2センター整備方針」、
「学校給食実施基準（文部科学省）」、「学校給食衛生管理基準
（文部科学省）」、「学校給食衛生管理マニュアル（兵庫県教育
委員会）」及び「伊丹市立学校給食センター衛生管理マニユア
ル」に則って基本設計及び実施設計を行うものとする。

- (2) 敷地の場所 兵庫県伊丹市鴻池3丁目4番28号の一部

- (3) 施設用途 給食センター（調理能力約5,000食/日）
（炊飯及び製パンを除く）

3. 設計と条件

(1) 敷地条件

- a. 敷地面積 約4,427㎡
b. 用途地域及び地区の指定 第1種中高層住居専用地域
第2種住居地域
c. 防火地域 法第22条区域

(2) 施設の条件

- a. 施設の延床面積 約2,400㎡（想定）
b. 構造及び階数 S造 2階建て（想定）
c. 付帯工事概要 伊丹市立天王寺川中学校テニスコート等解体
工事（テニスコート3面、バレーコート1
面、バスケットコート1面）
d. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日付国営計第126号）による耐震安全性の分類は以下の通りとする。

- | | | | | |
|------------|----------------------------|--|------------------------------|---|
| 1) 構造体 | ☐ I | ☒ II | ☐ III | 類 |
| 2) 建築非構造部材 | ☐ A | ☒ B | | 類 |
| 3) 建築設備 | ☐ 甲 | ☒ 乙 | | 類 |

(3) 必要諸室等条件

運営上必要な諸室等は下表のとおりとする。

区域部分		諸室等
調理エリア	汚染作業区域	荷受室（魚・肉類、野菜類）、検収室、ピーラー室、下処理室（魚・肉類、野菜類）、卵下処理室、食品庫、油庫、冷蔵庫（魚・肉類、野菜類、他）、冷凍庫（魚・肉類、野菜類）、器具洗浄室、廃材庫、備品庫、残菜処理室、洗浄室、洗剤庫、プラットフォーム（回収、入荷）
	非汚染作業区域	調理室（上処理コーナー）、煮炊調理室、揚げ物・焼物・煮物調理室、和え物室、冷蔵庫（和え物用）、仕分室、カート洗浄室、アレルギー食調理室、コンテナプール、洗浄後室、配送風除室、回収風除室
	その他	前室、湯沸、衛生準備室、調理員トイレ、エントランスホール、事務室、ボイラー室、物入、事務員用トイレ（男女別）、多目的トイレ、事務室（応接スペース）、給湯室
事務エリア	一般区域	書庫、倉庫、事務員更衣室（男女別）、会議室、備蓄庫、掃除用具入れ
	調理員区域	調理員用トイレ、調理員休憩室（男女別）、洗濯乾燥室、調理員更衣室（男女別）、食堂
付帯施設		エレベーター、小荷物昇降機、機械室、排水処理施設、ゴミ置き場、駐車場（配送車両用、公用車用、来客用）、駐輪場

(4) 建設の条件

- a. 建設工期 令和8年6月下旬から令和9年9月末(予定)

4. 履行期間 契約締結の日から 令和8年3月31日 まで
但し、各種申請手続き等は完了するまで業務期間とする。

5. 提案上限額 64,262,000円（消費税及び地方消費税含む）

6. 概算工事費 2,519,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※厨房機器の価格及び厨房機器取付工事費含む。

※外構工事費（駐車場、駐輪場、雨水・汚水処理施設）含む。

Ⅱ 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書による。

1. 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、☑印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

2. 管理技術者等の資格

(別添「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による)

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者、総合担当技術者、構造担当技術者、電気設備担当技術者、機械設備担当技術者を総称している。

(1) 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とし、受注した法人に所属する者を配置しなければならない。

a. 管理技術者の資格要件は次による。

- ☒ 建築士法による1級建築士
- ☐ 建築士法による2級建築士
- ☐ 建築士法による建築設備士

※上記資格要件に加えて、調理施設(約2,000食/日)の設計実績があること

(2) 担当技術者

担当技術者については、次のいずれかの要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、設計業務についての技術能力及び経験を有する者とする。また、担当技術者の中から、総合、構造、電気設備、機械設備の各部門の責任者として主任担当技術者を1名ずつ選定し配置する。ただし、総合主任担当技術者と構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者と機械設備主任担当技術者は兼務してよいものとする。なお、総合主任担当技術者のうち主たる業務の主任技術者は、受注した法人に所属する者を配置しなければならない。

a. 総合主任担当技術者の資格要件は次による。

- ☒ 建築士法による1級建築士
- ☒ 建築士法による2級建築士
- ☒ その他(5年以上の実務経験を有する者)

- b. 構造主任担当技術者の資格要件は次による。
- ☒ 建築士法による構造設計 1 級建築士
 - ☒ 建築士法による 1 級建築士
 - ☐ その他（建築士法による 2 級建築士）
- c. 電気設備主任担当技術者の資格要件は次による。
- ☒ 建築士法による設備設計 1 級建築士
 - ☒ 建築士法による建築設備士
 - ☒ その他（1 級又は 2 級電気工事施工管理技師）
- d. 機械設備主任担当技術者の資格要件は次による。
- ☒ 建築士法による設備設計 1 級建築士
 - ☒ 建築士法による建築設備士
 - ☒ その他（1 級又は 2 級管工事施工管理技師）

3. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4. 業務範囲

(1) 一般業務

委託した業務内容のうち、対象外業務等欄に記載された業務は、発注者が行うものとする。

①基本設計

業務内容		委託	対象外業務等
(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	☒	
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	☒	
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	☒	
	(ii)計画通知に係る関係機関との打合せ	☒	
(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		☒	
(4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	☒	
	(ii)基本設計方針の策定及び説明	☒	
(5)基本設計図書の作成		☒	
(6)概算工事費の検討		☒	
(7)基本設計内容の説明等		☒	

②実施設計

業務内容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	☒	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	☒	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	☒	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	☒	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	☒	
	(ii) 実施設計の為の基本事項の確定	☒	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	☒	
	(ii) 計画通知図書の作成	☒	
(5) 概算工事費の検討		☒	
(6) 実施設計内容の説明等		☒	

③設計意図の伝達

業務内容		委託	対象外業務等
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		☒	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		☒	

(2) 追加業務

☒ 積算業務

☒ 建築積算業務

積算算出書（積算数量調書を含む）の作成

複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成

見積の徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成

☒ 電気設備積算業務

積算算出書（積算数量調書を含む）の作成

複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成

見積の徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成

☒ 機械設備積算業務

積算算出書（積算数量調書を含む）の作成

複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成

見積の徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成

☒ 透視図作成業務（外観 2枚 内観 3枚）

☐ 模型製作及び写真撮影業務

- ☒ 計画通知申請手続き業務
- ☒ 建築許可申請手続き業務
- ☐ 開発許可申請手続き業務
- ☒ 開発条例申請手続き業務
- ☒ 伊丹市宅地開発等指導要綱に基づく申請手続き業務
- ☒ 兵庫県福祉のまちづくり条例による特定施設等の届出手続き業務
- ☒ 建築物省エネ法申請手続き業務
- ☒ 消防法申請手続き業務
- ☒ 景観条例申請手続き業務
- ☒ 関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務
- ☒ ライフサイクルコスト比較検討業務
- ☒ 環境負荷低減検討業務
- ☒ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ☒ CASBEE評価業務
- ☒ 概略工事工程表の作成業務
- ☒ 電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討業務
- ☒ 施工計画に関する留意事項検討書作成業務
- ☒ 庁内及び住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く）
- ☒ コスト削減検討書の作成
- ☒ 現況調査報告書作成業務
- ☒ 地盤調査業務（標準貫入試験 3 箇所、深さ20m）試験、試料採取含む
（密度試験、含水試験、一軸圧縮試験他）
- ☒ 建築物等の利用に関する説明書の作成業務
- ☒ 敷地測量業務
- ☒ 敷地分割による既存建物の適正確認報告書の作成（建築基準法第 12 条）

5. 業務の実施

（1）一般事項

- ☒ 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- ☒ 実施設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等及び調査員の承諾を受けた基本設計図書によって行う。
- ☒ 積算業務は、調査員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- ☒ 概算工事費の作成にあたり、使用する単価、数量について、調査員と協議を行う。
- ☒ 積算数量調書の作成は、『営繕積算システムRIBC2（一般財団法人建築コスト

管理システム研究所)』の内訳書数量入力システムにより行う。

- ☑ 追加業務に積算業務がある場合は、積算数量調書の作成後、営繕工事積算チェックマニュアル<建築工事編>、<電気設備工事編>、<機械設備工事編>の記入を行う。
- ☑ 設計図書等に用いる用紙は、受注者の負担とする。
- ☑ 各種申請手続きに要する費用は、受注者の負担とする。
- ☑ プロポーザル方式により設計業務を受注した場合は、技術提案書により提案した内容を、当該業務に反映させる。
- ☑ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務が適用の場合は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に則した計算を行う。
- ☑ CASBEE評価業務が適用の場合は、設計と条件に基づき、基本設計・実施設計の各段階において、『CASBEE-新築（簡易版）』の検証・評価を行い、各段階での報告書を提出する。
- ☑ 空調熱負荷計算にあたっては、国土交通省大臣官房営繕部設備・環境課監修建築設備設計基準（最新版）による。（指定ソフト：国際テクノロジーセンター APAC）
- ☑ 基本設計書は以下の内容とし、敷地利用の検討、計画案のゾーニング計画、その趣旨及び立地条件を十分に理解した上で、業務にあたること。また、提案により計画案と異なる設計となる場合は、その説明資料も併せて作成すること。
 - a. 配置検討及び隣地施設との関係性
 - b. 各機能配置、空間構成、動線、防災計画
 - c. 給食機能、管理機能及び屋外機能のそれぞれについて対応する所要室及び要件の検討
 - d. 調理設備の配置計画
 - e. その他
- ☑ 施工計画に関する留意事項検討書を作成し、次の事項を記述すること。
 - a. 施工計画に関しての計画概要及びその特徴
 - b. 工程計画・仮設計画の考え方
 - c. 難易度の高い技術等の施工計画
 - d. 工事に際して近隣及び第三者の影響の検討
 - f. その他
- ☑ 業務実績情報（PUBDIS）の登録は任意とする。
- ☑ 学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアルに定められた衛生管理基準に適合した設計とすること。
- ☑ HACCPの概念に基づく設計とすること。

- ☑施設はドライシステム方式とすること
- ☑調理食数に適した作業性、安全性、耐久性に優れた施設とすること
- ☑100食程度/日の食物アレルギー対応専用調理室を設置すること
- ☑厨房内は作業動線の交差の少ない機器等の配置とすべく設計すること
- ☑機能的・効率的な外部動線を含めた全体の敷地利用とすること
- ☑隣接する学校や民家等に配慮し、臭気や機器作動時の騒音等の影響が最小限となるよう配慮した設計・配置とすること
- ☑都市計画法の開発許可申請に準じる協議を実施する予定であることから、敷地内に必要な施設を設けるよう予定すること
- ☑鳥類、昆虫類、鼠等の侵入防止対策を講じること
- ☑災害時に施設内の照明や炊き出しなどの電力を確保出来る自家発電設備を計画すること。
- ☑付属施設については、伊丹市宅地開発指導要綱に挙げられる他、以下に掲げるものを最低限とし計画すること。
 - a. 搬入・配送車スペースは搬入・配送車のスペースを各々に確保すること。（2 t 車を4台程度）
 - b. 公用車、来客者等の一般車両スペースは最大限確保すること。（最低3台程度）
 - c. 駐輪スペースは30台程度確保すること。
 - d. 食材搬入業者用のスペースを確保すること。
 - d. 受水槽、ポンプ室等は適宜配置とするが、災害時にも利用可能な設備とすること。
 - e. 排水処理施設について、排水を除害して下水道へ放流するための施設を設けること。
 - f. 雨水流出抑制施設について、貯留機能を敷地に持たせること。
 - g. ごみ置き場について、資源ごみや廃棄物の分別・保管が可能なものとすること。

（2）特記事項

各業務にあたっては、特別に下記の要件を満たすこと。

- ☑ 関係部局との基本設計調整として、次の事項を行う。

市担当者と共に、関係部局と基本計画内容の調整を行うこと。

その際、基本図面等に加えて、検討用の資料、パース等を作成すること。

- ☑施設利用者及び関係団体説明会用資料の作成として、次の事項を行う。

施設利用者及び関係団体説明会（全5回予定）において、下記の資料を作成するとともに、同席すること。

- ・全体計画、平面計画、立面計画
- ・イメージパース（CG）
- ・外構計画

プレゼンテーションについて、より効果的な手法を提案すること。

説明会にて出た意見については、市担当者の指示により設計に反映すること。

☑30cm以上の切土・盛土が500㎡以内となるような計画とすること。

☑土壌汚染対策法における届出書の作成及び関係官庁との協議

☑土壌汚染対策法における土壌汚染状況調査及び届出書の作成

なお、調査及び届出書作成においては土壌汚染対策法に規定する指定調査機関にて管理技術者（有資格者）のもと実施のこと。あわせて、業務計画時及び実施において、都度、調査員に報告（打合せ）するとともに、関係諸官庁との協議に同席すること。

調査の結果、汚染の恐れなしと判断された場合は、市担当者と協議し、土壌汚染状況調査を打ち切ることができる。この場合、委託料については変更することとする。

☑国庫補助申請等に関する事務について、市担当者より指示のあった場合は、遅滞なくその事務処理を行う。

☑近隣建物へのプライバシー確保を行うこと。

☑設計に関し、以下の内容について検討し、資料を作成する。採用にあたっては、市担当者と十分協議する。

- ・設計方針に基づいた設計比較
- ・環境負荷に配慮した設計
- ・長期的保全を考慮した設計
- ・各種電気設備計画
- ・各種機械設備計画
- ・調理設備の配置計画
- ・基本計画書で提出したライフサイクルコスト比較、環境負荷（C A S B E E、太陽光発電、雨水利用、緑化等）提案に関する、実施設計における各評価

☑複数の厨房機器メーカーに対し、設計要件を提示したうえで、イニシャルコスト及びランニングコストを含めた提案を求め、プロポーザル方式により、実施設計に係る協力業者の選定を行うこと。参考厨房機器一覧は別紙1参照。

☑空調設備について下記に注意すること。

a. 空調方式の比較検討について

空調機採用にあたっては、全館空調方式と個別空調方式（GHPとEHP）とのイニシャルコストとランニングコストの比較検討を行うこと。

b. 空調熱負荷計算について

空調熱負荷計算にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修建築設備設計基準（最新版）による。

c. 所管行政庁への届出書類の作成について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ措置の届出」に関する書類を作成すること。

☑敷地分割による既存建物の適正確認報告書（建築基準法第12条第5項の規定による報告書）の作成対象となる施設は伊丹市立天王寺川中学校とする。

☑太陽光発電設備については、ライフサイクルコスト及び環境負荷低減効果等を考慮した検討を行うこと。

☑電力・通信関係の整備については、既存学校給食第1及び第2センターとの取り合いを含めた検討をすること。

(3) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- ☑ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン（最新版）
- ☑ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- ☑ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（最新版）
- ☑ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説（最新版）
- ☑ 兵庫県福祉のまちづくり条例（施設整備・管理運営の手引き）
- ☑ 地域防災計画

b. 建築

- ☑ 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- ☑ 敷地調査共通仕様書（最新版）
- ☑ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ☑ 建築工事監理指針（最新版）
- ☑ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ☑ 建築改修工事監理指針（最新版）
- ☑ 建築設計基準及び同解説（最新版）
- ☑ 建築構造設計基準（最新版）
- ☑ 建築構造設計基準の資料（最新版）
- ☑ 建築工事標準詳細図（最新版）
- ☑ 擁壁設計標準図（最新版）
- ☑ 構内舗装・排水設計基準（最新版）

- ☒ 建築改修設計基準（最新版）
- ☒ 建築鉄骨設計基準（最新版）
- ☒ 標準案内用図記号（最新版）

c. 建築積算

- ☒ 公共建築工事積算基準 建築工事編（最新版）
- ☒ 公共建築工事積算基準の解説 建築工事編（最新版）
- ☒ 公共建築工事積算基準 設備工事編（最新版）
- ☒ 公共建築工事積算基準の解説 設備工事編（最新版）
- ☒ 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- ☒ 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- ☒ 公共建築数量積算基準（最新版）
- ☒ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- ☒ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）
- ☒ 建築工事積算基準（営繕工事）阪神7市1町建築営繕連絡協議会（最新版）

d. 設備

- ☒ 建築設備計画基準（最新版）
- ☒ 建築設備設計基準（最新版）
- ☒ 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- ☒ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ☒ 電気設備工事監理指針（最新版）
- ☒ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ☒ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ☒ 機械設備工事監理指針（最新版）
- ☒ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ☒ 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- ☒ 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
- ☒ 建築設備設計計算書作成の手引（最新版）

e. 設備積算

- ☒ 公共建築工事積算基準 設備工事編（最新版）
- ☒ 公共建築工事積算基準の解説 設備工事編（最新版）
- ☒ 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- ☒ 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- ☒ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）
- ☒ 建築設備数量積算基準・同解説（最新版）

（4）業務計画書

業務計画書には次の内容を記載する。

- a. 管理技術者の、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格（資格証写し）
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格（資格証写し）
- c. 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属、保有資格（資格証写し）
- d. 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由、及び具体的内容（協力者がある場合）
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者氏名、生年月日、所属・役職、保有資格（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- f. 業務実施工程表
- g. 業務体制表
- h. 再委託承諾申請書
- i. 特記仕様書に追加業務として積算業務の適用がある場合は、建築積算業務主任担当技術者（（社）日本建築積算協会に建築積算士（建築積算資格者）として登録した者）の氏名、生年月日、所属・役職、登録番号を記載した書類。（資格証写し）

（５）貸与資料等

市が貸出及び提供する書類一覧

- ☒ 敷地付近の地図（S 1/2500：JWWin又はAutocadデータ）
- ☒ 建築工事積算基準（営繕工事）（阪神７市１町建築営繕連絡協議会）
- ☒ 内訳書作成システム(RIBC2)標準単価ファイル
- ☒ 既存図面（tiffデータ）（建築、電気設備、機械設備）
- ☐ その他（ ）

※貸出品は、委託業務終了後すみやかに市へ返却する事。

（６）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- a. 業務着手時
- b. 基本方針策定前及び基本設計着手前
- c. 実施設計着手前
- d. 積算着手前
- e. 調査員又は管理技術者が必要と認めた時

（７）その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）
☐ 指定部分の履行期限（ ）

- b. 成果物の提出場所（ 伊丹市役所営繕課 ）
- c. 成果物の取扱いについて
提出されたC A Dデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- d. 写真の著作権の権利等について受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
- 1) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用する事が出来る。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - 2) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - ア) 写真を公表すること。
 - イ) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- e. ウイルス対策
業務にあたっては、電子納品時のみならず、調査員と業務に関する事項について電子データを提供する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。
- f. 受注者からの情報漏洩の防止について
標的型攻撃メール等によるサイバー攻撃により本業務に係る情報が漏洩することのないよう、情報保全措置を適切に講ずること。なお、情報漏洩のおそれが生じた場合は、当該情報の機密性の程度に関わらず、その事実を速やかに調査員へ報告するとともに、原因の解明及び適切な対応に努めること。

6. 成果物及び提出部数等

(1) 基本設計

成果物	提出部数	備考
一般業務 a. 総合 ☒ 基本計画書 ・ 基本設計図 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階）	各3部	製本

断面図 立面図 矩計図（主要部詳細） 日影図 概算工事費内訳書 各種技術比較検討資料 ・ 構造 構造計画書 構造設計概要書 各種技術比較検討資料 ・ 電気設備 電気設備計画書 電気設備設計概要書 各種技術比較検討資料 ・ 機械設備 機械設備計画書 機械設備設計概要書 各種技術比較検討資料		
b. 追加業務 ☒ 透視図 ☐ 模型及び撮影写真 ☒ ライフサイクルコスト比較検討書 ☒ 環境負荷低減検討書 ☒ 庁内及び住民説明等に必要な資料 ☒ 現況調査報告書 ☒ 敷地測量報告書 ☒ 地盤調査報告書 ☒ 地歴調査報告書 ☒ 土壌汚染平面調査届出書	各 1 部 各 1 部	額入り（仕様は協議） 額入り（仕様は協議）
c. その他 ☒ 各記録書 ☒ 各種技術資料		
h. 電子データ ☒ 上記電子データ	各 2 部	

(注)

- ・成果物提出時は成果物及び提出部数を一覧のリストとして提出すること。
- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を言う。
- ・「基本計画書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。
- ・設計図は、調査員との協議の上、適宜変更してもよい。
- ・成果物の提出形態は、調査員の指示により製本すること。
- ・成果品としては、データ提出のみとするが、委託業務中に調査員が求めた書類については、適宜必要に応じて紙提出すること。

(2) 実施設計

成果物	提出部数	備考
a. 総合（意匠） ☒ 建築物概要書 ☒ 総合（意匠）設計図 ☒ 特記仕様書 ☒ 仕上表 ☒ 面積表及び求積図 ☒ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 平面図（各階） ☒ 断面図 ☒ 立面図（各面） ☒ 矩計図 ☒ 展開図 ☒ 天井伏図（各階） ☒ 平面詳細図 ☒ 断面詳細図 ☒ 部分詳細図 ☒ 建具表 ☒ 外構図 ☒ 昇降機設備図 ☒ 各種計算書 ☒ 各種技術検討資料 ☐ 概算工事費内訳書 ☒ 各種申請書類	各 2 部 各 2 部	製本
b. 構造		

☒ 構造設計図 ☒ 特記仕様書 ☒ 伏図（各階） ☒ 軸組図 ☒ 部材断面図 ☒ 標準詳細図 ☒ 部分詳細図 ☒ 構造計算書 ☒ 各種計算書 ☒ 各種技術検討資料	各 2 部	製本
c. 電気設備 ☒ 電気設備設計図 ☒ 特記仕様書 ☒ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 電灯設備図 ☒ 動力設備図 ☐ 電熱設備図 ☐ 雷保護設備図 ☒ 受変電設備図 ☐ 静止形電源設備図 ☒ 発電設備図 ☒ 構内情報通信網設備図 ☒ 構内交換設備図 ☒ 情報表示設備図 ☒ 映像・音響設備図 ☒ 拡声設備図 ☒ 誘導支援設備図 ☒ テレビ共同受信設備図 ☒ 監視カメラ設備図 ☐ 駐車場管制設備図 ☒ 防犯・入退室管理設備図 ☒ 火災報知設備図 ☐ 中央監視制御設備図 ☒ 構内配電線路図 ☒ 構内通信線路図 ☐ テレビ電波障害防除設備図	各 2 部	製本

☒ 各種計算書 ☒ 各種技術検討資料		
d. 機械設備 ☒ 機械設備設計図 ☒ 特記仕様書 ☒ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 機器表 ☒ 衛生器具設備図 ☒ 給水設備図 ☒ 排水設備図 ☒ 雨水・排水再利用設備図 ☒ 給湯設備図 ☒ 消火設備図 ☒ ガス設備図 ☐ し尿浄化槽設備図 ☒ ゴミ処理施設図 ☐ さく井設備図 ☒ 屋外設備図 ☒ 暖房設備図 ☒ 空気調和設備図 ☒ 換気設備図 ☒ 自動制御設備図 ☒ 排煙設備図 ☒ 各種計算書 ☒ 各種技術検討資料	各 2 部	製本
e. 建築積算 ☒ 積算数量算出書 ☒ 積算数量調書 ☒ 見積検討資料（見積書含む） ☒ 工事費積算書 ☒ 内訳書作成システム電子データ ☒ RIBC2電子データ ☒ 数量算出チェックリスト ☒ 積算数量調書チェックシート		

☒ 数量チェックシート		
f. 電気設備積算 ☒ 積算数量算出書 ☒ 積算数量調書 ☒ 見積検討資料（見積書含む） ☒ 工事費積算書 ☒ 内訳書作成システム電子データ ☒ RIBC2電子データ ☒ 数量算出チェックリスト ☒ 積算数量調書チェックシート		
g. 機械設備積算 ☒ 積算数量算出書 ☒ 積算数量調書 ☒ 見積検討資料（見積書含む） ☒ 工事費積算書 ☒ RIBC2電子データ ☒ 数量算出チェックリスト ☒ 積算数量調書チェックシート ☒ 整合確認資料 （算出書・数量・図面）		
h. 追加業務 ☒ 透視図 ☐ 模型及び撮影写真 ☒ 各種申請書類 ☒ ライフサイクルコスト比較検討書 ☒ 環境負荷低減検討書 ☒ 省エネルギー関係計算書 ☒ C A S B E E 評価書 ☒ 電波障害対策机上検討資料 ☒ 概略工事工程表 ☒ 施工計画に関する留意事項検討書 ☒ 庁内及び住民説明等に必要資料 ☒ コスト削減検討書 ☒ 敷地分割による既存建物の 適正確認報告書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	額入り（仕様は協議） 額入り（仕様は協議） 正・副・控え提出

☒ 保健所への届出資料作成 ☒ 建築物等の利用に関する説明書		
i. その他 ☒ 各記録書 ☒ 各種技術資料		
j. 電子データ ☒ 上記の電子データ	各 2 部	

(注)

- ・成果物提出時は成果物及び提出部数を一覧のリストとして提出すること。
- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を言う。
- ・設計図は、調査員との協議の上、適宜変更してもよい。
- ・積算数量算出書には、拾い図等を含む。
- ・成果物の提出形態は、調査員の指示により製本すること。
- ・成果物としては、データ提出のみとするが、委託業務中に調査員が求めた書類については、適宜必要に応じて紙提出すること。

7. 成果物の体裁等

(1) 実施設計の設計原図には、表題欄に設計業務名、受注者名及び検図者を表示し、調査員の指示する図面枠を設ける。

(2) 電子データの成果物は下記による。

a. 電子媒体

☒ C D - R または D V D - R

b. ファイル形式

☒ P D F (全データ)

☒ J W W (図面)

☒ D X F (図面)

☒ J P E G (透視図)

☒ その他元データ

8. 設計工程について

履行期間は令和8年3月31日までとなっているが、各節目の提出については、下記の予定期間までに遅滞なく提出すること。その他、設計工程全般については「別紙2 工事着手までの事業スケジュール(案)」を参照の上、詳細については別途協議にて決定するものとする。また、提出された設計工程表に遅れ等が生じ変更となる場合

は、調査員に報告するとともに、変更工程表を提出すること。

- ・ 基本設計図、概算工事費内訳書 : 令和7年7月中旬
- ・ 実施設計図、積算関係資料、
内訳書作成システム電子データ : 令和8年2月下旬
- ・ 計画通知他申請関係資料 : 令和8年2月下旬
(確認済証、届出受領)
- ・ 業務成果品 : 令和8年3月下旬